

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

	「		「		
		26		25	
		27		26	
		28		26	
		29		27	
		29		27	
		29		28	
別表第6	2中	30	を	28	に改める。
		30		29	
		30		29	
		31		30	
		31		30	
		31		31	
		32		31	
		」		」	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 平成31年4月1日から改正後の規則の施行の日の前日までの間において、昇格によ

り号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による昇格後の号給がこの規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定による昇格後の号給に達しないものの当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。

（行財政局人事部給与課）